

未申告家屋はありませんか？

毎年、固定資産税を適正に算出するため、家屋調査を実施しています。固定資産税は、その家屋の評価額により決まりますが、家屋調査はその評価を行うための大切なものです。また、家屋の評価額は法務局での登記や不動産売買等でも参考価格となる場合があります。

新築・増築等で所有家屋が増加したにも関わらず、固定資産課税台帳に反映されていない場合は速やかに役場税務住民課に連絡ください。

○不動産を取得したとき

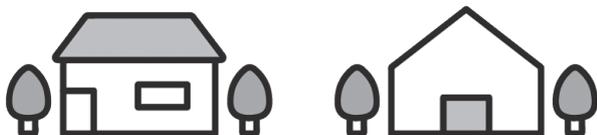
家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税事務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が課せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

○家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を行ってください。12月27日(金)までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

○所有者が死亡したとき

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。



【問合せ先】役場税務住民課 小西・前川
☎75-4117

【年金生活者支援給付金制度】 について

～請求書の提出はお済みですか？～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

【対象者】

①老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他の所得合計が88万9,300円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・前年の所得が472万1,000円以下

請求の手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受給する人

受給対象になる人には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせが届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入して提出してください。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きも行ってください。

なお、年金生活者支援給付金を既に受け取っている人で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年の手続きは原則不要です。

※年金生活者支援給付金の請求でお困りの際は、専用ダイヤルに連絡ください。

【問合せ先】給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

日本年金機構鳥取年金事務所

☎0857-27-8311

役場税務住民課 ☎75-4118